

高齢者の被害防止に向けた効果的な啓発方法について

○ 現在の取組

1 「高齢者悪質商法等被害防止強化月間」(毎年9月)の実施

関東甲信越地区の1都9県6政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センターの共催で、悪質商法による高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、「高齢者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」を市町村とも連携して実施している。

また、茨城県消費生活センターは、県警察本部とも連携し、ニセ電話詐欺被害防止についても啓発している。

①ポスター・リーフレット、啓発物品の作成及び配布	関東甲信越ブロックで統一したデザインのポスター・リーフレットを作成。 【配布先】 県警本部・各警察署、市町村、民生委員児童委員協議会(全会員)、社会福祉協議会(県・市町村)、県生活協同組合連合会、県消費者団体連絡会、地域包括支援センター、金融機関、いばらきコープ、県内主要郵便局、県内イオン、県バス協会(新)、茨城わくわくセンター(新)
②広報	パネル展を実施する他、ホームページ、ラジオ、メールマガジン、SNSによる啓発。
③高齢者特別被害電話相談	特別相談日：9/19(火)・9/20(水) 相談窓口：県消費生活センター
④市町村との連携	街頭啓発活動、出前講座、広報誌、ホームページ、SNSなどによる啓発。

2 「いばらき 暮らしのセミナー」(出前講座)の実施

高齢者クラブ等の団体へ消費者教育講師を派遣し、高齢者を狙う悪質商法の手口や対処方法に関する啓発を実施。

年度	R2		R3		R4		R5(～10/31)	
回数	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
受講者	65	3,595	95	6,402	114	7,817	49	5,005
高齢者	5	109	10	260	14	366	6	154

※高齢者…概ね65歳以上

3 各種広報媒体による情報発信

- ・ 新聞、ラジオ、メールマガジン、消費生活センターのホームページやX(旧ツイッター)を活用し、消費者被害未然防止のための注意喚起等の情報を発信。
- ・ 生協広報誌(いばらきコープ、パルシステム茨城 栃木)に啓発記事を掲載。
- ・ 緊急情報の発信(高齢者を見守る側である市町村、社会福祉協議会、警察に情報提供)

4 消費者教育啓発講座の実施

民生委員や福祉・医療関係者（介護職員、訪問看護職員等）など高齢者を見守る方を対象に、高齢者に多い消費者トラブルや対処方法等に関する講座を実施。

区分	R2	R3	R4	R5 (※)
開催回数	5回	5回	5回	4回
参加人数	139人	当日参加 98人 動画視聴 460回	当日参加 140人 動画視聴 401回	当日参加 124人

※R5の当日参加人数は速報値。また、R5.11～R6.1に講座動画のオンデマンド配信を実施しており、現在も動画視聴の申込みを受け付け中。